

平成28年熊本地震に対応するため長野県が行う民間賃貸住宅借り上げ事業の概要について

この事業は、平成28年熊本地震における災害により、住居を失い、又は使用することができず、自らの資力では住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき、応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を供給するものです。

1 入居対象者

応急借上げ住宅に入居できる者は、当該災害時（平成28年4月14日時点）に、熊本県（熊本市を除く。）に居住する者であって、以下の（1）から（3）の全ての要件を満たす者（世帯）です。

（1）当該災害により次の要件のいずれかを満たす者

- ① 住居の全壊又は大規模半壊により居住する住宅がない者
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める者
 - ③ 「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない者
- （2）自らの資力をもってしては住居を確保することができない者
- （3）法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

2 対象となる賃貸住宅

- （1）応急仮設住宅として使用されることについて、その貸主から同意を得ているもの。
- （2）仲介業者等により賃貸可能と確認されたもの。（原則としてS56年以降に建築された住宅）

3 契約形態

賃貸借契約（定期借家契約）は、貸主、県（借主）、被災者（入居者）の3者により締結する。

4 入居期間

最長2年間。

5 手続の流れ

- （1）県は協定締結団体から物件情報を取得し、被災者支援に活用する。
- （2）県は被災者に対する受付相談窓口を設置し、当事業の説明及び相談対応を行う。
- （3）入居を希望する被災者は住宅を選定し申込書等を県に提出する。
（この際、仲介業者は相談、援助をお願いします。）
- （4）県は提出された書類を審査の上、適当と認める場合は、仲介業者に契約書（3部）及び重要事項説明書の作成を依頼する。
（入居住宅が決まった場合は、仲介業者は仲介手続きをお願いします。）

6 経費区分の一覧表

経費の区分	負担区分	備 考								
家賃の条件	県	<p>※ 金額は【ケース1】又は【ケース2】で調整中です。</p> <p>【ケース1】</p> <p>下の表の左欄に掲げる入居世帯の員数（乳幼児を除く。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額以下とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1人</td><td>45,000円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>55,000円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>65,000円</td></tr> <tr> <td>4人以上</td><td>80,000円</td></tr> </table> <p>【ケース2】</p> <p>原則として6万以下。</p> <p>但し、世帯5名以上の場合は9万円以下。</p>	1人	45,000円	2人	55,000円	3人	65,000円	4人以上	80,000円
1人	45,000円									
2人	55,000円									
3人	65,000円									
4人以上	80,000円									
退去修繕負担金	県	家賃の2ヶ月分以下。（入居時に支払います。） これを超える修繕費については、入居者の負担。								
仲介手数料	県	家賃の0.54ヶ月分以下。								
損害保険料	県	※ 貸主は県が指定する保険に加入し、その保険料相当額を県が貸主に支払います。								
共益費	入居者 ※	※ 共益費、管理費及び家賃が「家賃の条件」の範囲内の場合は、家賃として県が負担することができる。								
管理費	入居者 ※									
光熱水費等	入居者									